

住宅取得等のための 金銭贈与の非課税特例

平成21年6月26日に租税特別措置法の一部を改正する法律が公布・施行されました。その追加経済対策の中から住宅取得等のための金銭贈与の非課税特例をみてみたいと思います。

1. 制度の概要

平成21年1月1日から22年12月31日までの間に20歳以上の者が、その者の直系尊属から受ける贈与で、自己が居住するための住宅購入や増改築等を目的とした費用の贈与を受けた場合には、500万円までの非課税枠が設けられました。その具体的な要件は、現行の住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例（以下「従前特例」という）と同様です。

2. 贈与者は両親に限られない

従前特例では特定贈与者は両親のみでしたが、今回は前述の通り直系尊属が要件ですので、祖

父母や曾祖父母からの贈与もオーケーです。

3. 非課税枠は2年合計で500万円が限度

今回の特例は、贈与を受けた人ごとに平成21年、22年中に贈与を受けた住宅取得等金銭について500万円まで非課税とする制度です。

よって暦年課税の場合、基礎控除と合わせると年間610万円まで非課税となります。

4 従前特例と今回特例の併用可能

従前特例では3,500万円までの贈与につき贈与税が課税されませんが、今回特例との併用が可能とされていますので、500万円を加えた4,000万円まで、贈与税を心配せず贈与が可能です。

5. 相続財産に加算する必要の有無

従前特例では、将来的に相続税の課税対象となりますが、今回特例部分は、相続税の課税価格に加算する必要はなく、結果的に贈与税も相続税も課されません。

相続開始3年以内の贈与財産は、相続財産に加算する必要がありますが、今回特例は、その者の相続税の計算上、相続財産に加算する必要はありません。

ナマの税務相談室

①相続人の恩師への旅費

Q 先生、長男の一郎です。香典の中から80歳になられる恩師に遠隔地からの旅費50万円を差し上げました。恩師には大学院入学時その他大変お世話になり、私が今日あるのは恩師のお陰です。

A 一郎君の心情はよく判りますが、香典は相続人全員のお金です。未亡人の母上了解の下、先生に旅費を交付されたそうですが、葬式費用には残念ながら認められません。

②葬儀と初七日費用の競合

Q 先生、相続人の住所、親戚の人々の住所等を考慮して葬儀と初七日を合併して宴席を同日に設営し、葬儀の帰途急遽近くのY亭に申込み、約300万円で宴を催しました。葬式費用の扱いでは、初七日、百か日、年忌などの費用は該当しないといわれていますが。

A 諸事情から勘案して葬式費用計上は已むを得ないと考えます。でも、区分して計

葬式費用あれこれ

上しましょう。

③墓所墓地の未払費用

Q 被相続人が著名なA墓地の臨時申込みで、入手困難な事情もあって代

金2,000万円を同族会社から借入により支払った。これを是非葬式費用に計上したいが。

A 直接の未納費用でないと主張されても、基本通達13-5の解釈としても、ダメといわざるを得ません。（参考）基通13-6

④大韓民国人の郷土葬

Q 韓国人で日本に住所のあるNです。私は父の葬儀を居家で日本人並の葬儀をすませ、郷土の慣習もあり、大韓民国N市に30人の一族を巻き連れ空路墓地近くの会場で、郷土の一族も集い郷土本葬をやりたい。その費用は日本葬分の5倍相当ですが、両方計上できますか。

A 計上が認められましょう。日本の慣習でも仮葬、本葬、埋葬とあり、本法13、基通13-4で大丈夫です。

ナマの税務相談室